

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の速やかな撤廃等に
関する意見書（案）

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、法人事業税の一部を国税化し、地方に配分するもので、受益と負担という地方税の原則から見て不合理なものであるとともに、憲法の定める地方自治の本旨を国自らが侵害するものである。

一部には、この暫定措置に代わるものとして、地方税の一部を「地方共同税」とするなど水平的な財政調整の導入を求める意見もあるが、地方が抱える巨額の財源不足という課題は、「都市対地方」の税源の奪い合いでは解決できないことは明らかである。

まして、平成26年4月の消費税増税の実施を前提に、これに合わせて、暫定措置を撤廃すべきという意見もあるが、増税による重い国民負担と引換えの暫定措置の撤廃は、本末転倒と言わざるを得ない。

今、国が実施すべきは、地方自治体が自主的・自立的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財源全体の抜本的な充実強化を図ることである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を速やかに撤廃し、地方税として復元するとともに、今後の税財政制度の検討に当たっては、限られた地方税源による財政調整という小手先の対応ではなく、地方税財源全体の抜本的な充実強化という本質的な問題に、真正面から取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
社会保障・税一体改革担当大臣							